

## 伊佐市楠本川溪流自然公園指定管理者募集要項

楠本川溪流自然公園の効率的・効果的な管理運営のため、伊佐市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条の規定により、次のとおり指定管理者を募集する。

## 第1 施設の概要

楠本川溪流自然公園の名称、所在地等は次のとおり。指定管理者は次の施設を管理することとする。

名称及び所在地	楠本川溪流自然公園 伊佐市菱刈田中 1413 番地 9 外 20 筆（別紙 1 「土地概要」 参照）
設置目的	市民や施設利用者に保健休養の場として提供し、自然体験活動を通して感性豊かな市民性を醸成するとともに環境保全に関する意識の高揚に資する
施設概要	木造コロニアル葺管理棟 172 m <sup>2</sup> 外 23 施設 （別紙 2 「施設概要」 参照）

## 第2 指定管理者が行う業務

## (1) 指定管理者が行う業務

- ・指定管理者は、伊佐市楠本川溪流自然公園（以下「楠本川溪流自然公園」という。）の設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）に定めるもののほか、法令及びこの条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い管理を行なうこと。
  - ・業務に関連して取得した利用者等の個人情報適切に取り扱うこと。
  - ・業務に関連して作成または取得した文書等については、適正に管理・保存することとし、個人等の利益を阻害したり、事業の執行に支障をきたす恐れがある場合等を除き、積極的な情報公開に努めること。
- 又、指定期間終了時に、当該文書等を市の指示に従って引き渡すこととする。
- ・指定管理者は、本事業を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部について、事業計画書に記載するなどして、あらかじめ市が認めた場合はこの限りではない。

## (2) 管理運営方針

楠本川溪流自然公園の設置目的を達成するために、市との連携を図り、効率的で開かれた管理運営を行うとともに、利用者の視点に立って利用しやすく親しみの持てる運営を行わなければならない。

管理運営方針に関する細目的事項は、指定管理者と市長が協議のうえ協定で定める。

## (3) 業務の範囲

- ・管理業務の範囲は条例に規定したものとする。
- ・市と指定管理者の業務区分は下記の表のとおりとする。ただし、表に定める事項で疑義がある場合は、市と指定管理者が協議の上、業務区分を決定するものとする。

業務の種類		業務内容	区分	
			市	指定管理者
楠本川溪流自然公園の維持管理	施設等の維持管理	施設、設備及び器具等の保全（保守点検、清掃及び小規模修繕）、浄化槽の保守管理（保守点検及び清掃）、防災設備の点検（消防設備関係）		○
	植栽等の維持管理・保全	樹木・芝生・花壇等の維持管理・保全		○
	整備・改修	建築物等の新築・増築・大規模修繕	○	
楠本川溪流自然公園の运营管理	施設の運営	予約・申請の受付・利用許可、利用料徴収、施設の間合せ・案内、施設等に係る経費（電気料金ガス料金、電話料金、燃料費等）の支払		○
	苦情対応	施設利用者及び地域住民などからの苦情等対応・処理		○
	物品の管理	備品等の管理・保全・貸出		○
	利用増進	広報活動	○	○
		催事の実施		○
	災害時の対応	待機連絡体制確保、被害調査・報告、応急措置		○
本格復旧		○		
法的管理	許認可等	行為許可		○
		設置管理許可、占用許可、利用の禁止	○	

## (4) 管理を行う期間

指定期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日まで（5年間）とする。

## (5) 管理に要する経費

## ① 利用料金収入

楠本川溪流自然公園の利用料金及び指定管理者が行う自主事業による収入（以下「利用料金等」という。）は、指定管理者が自らの収入として収受するものとする。

利用料金の額は、条例に規定する額の範囲内で市長の承認を得て定めることができる。（内訳については、別表1を参照）

## ② 指定管理料（以下「委託料」という。）

ア 市は収支予算書において提示のあった金額に基づき、毎年度の予算の範囲内において施設の管理運営に必要な経費を指定管理者に委託料として支払うものとするが、欠損が生じた場合においても、市からの補填はしないものとする。ただし、天災等指定管理者の責めに帰さない場合はこの限りではない。

又、支払方法等、細目的事項については、指定管理者と市長が協議のうえ協定で定める。

イ 委託料は下記の基準額を上限とし、原則としてその金額を越える場合は選定しない。

（内訳については、募集要項別表2「基準額算定資料」参照）

（年間）委託料基準額 6, 0 2 2 千円以内（税抜き）

## 第3 申請者の資格

（1）団体であること（法人格の有無は問わない。法律上、個人は指定管理者になれない）

（2）団体又はその代表者が次の者に該当しないこと

ア 法律行為を行う能力を有しないもの

イ 破産者で復権を得ない者

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により当市における一般競争入札等の参加を制限されている者

エ 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者

オ 当市における指定管理者の指定の手続きにおいて、その公正な手続きを妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

カ 国税、都道府県税及び市町村税を滞納している者

キ 次に掲げる団体

- ・ 代表者等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6項に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- ・ 暴力団（暴力団対策法第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ・ 代表者等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- ・ 代表者等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- ・ 代表者等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（3）団体の人員の数、資産の額その他の経営の規模及び能力が十分であること。

## 第4 申請

## (1) 申請の受付

- ① 申請資格を有していることを証する書類
- ② 公の施設事業計画書（指定手続規則様式第2号）
- ③ 公の施設収支予算書（指定手続規則様式第3号）
- ④ 前事業年度の収支決算書、貸借対照表、財産目録その他財務の状況を明らかにする書類
- ⑤ 定款、寄附行為、規約その他団体の目的、組織及び運営の方法を明らかにする書類
- ⑥ 法人にあつては、登記事項証明書

## (2) 申請資格を有していることを証する書類

- ① 団体であることを証する書類の例
  - ア 法人の場合  
登記簿の謄本など
  - イ 地方自治法第260条の2第1項に規定する地縁による団体の場合  
地方自治法第260条の2第12項の証明書など
  - ウ その他の非法人の場合  
団体の規約、構成員名簿など
- ② 団体又はその代表者が第3の(2)の事由に該当しないことを証する書類の例
  - ア 法律行為を行う能力の確認（非法人の場合）については、代表者の身分証明など
  - イ その他の事由の確認については、代表者からの申立書、市税の納税証明など

※ 申請資格については信用調査等を行なう場合がある。

## 第5 申請書の提出方法

## (1) 提出期限

令和4年10月17日（月）17：00必着とする。

## (2) 提出場所

〒895-2511 鹿児島県伊佐市大口里 2845 番地 2  
伊佐市役所 地域振興課 観光特産PR係（電話 0995-29-4113）

## (3) 提出方法

提出場所へ直接持参又は郵送するものとする。

## (4) 提出部数

正本1部、副本1部とする。

## (5) 連絡先

伊佐市役所 地域振興課 観光特産PR係（電話 0995-29-4113）

## (6) 広報

募集については市広報紙及び市ホームページに掲載する。

## 第6 説明会等の開催

申請方法、提出書類などについての説明会及び楠本川溪流自然公園の現地説明会を開催する。申請を行う者はこの説明会等へ必ず参加することとし、参加する者は、法人その他の団体の名称及び氏名をあらかじめ連絡すること。

- (1) 開催日時 令和4年10月7日（金） 13時から 2時間程度
- (2) 開催場所 楠本川溪流自然公園 管理棟内 研修室

## 第7 審査及び選定方法

指定管理者の選定に当たっては、書類審査のほか必要に応じ面接審査により、次の基準により、総合的に判断するものとする。

- (1) 市の運営方針を理解し、施設の管理運営に反映させているか。
  - ① 設置目的及び管理方針を十分理解しているか。
  - ② 経営方針について、明確なビジョンがあるか。
  - ③ 効率的管理運営のための実現可能な具体的計画や工夫が提案されているか。
- (2) 施設の管理について、利用者が利用しやすい体制になっているか。
  - ① 適切な人員配置がなされているか。職員の資質向上が図られる策があるか。
  - ② 利用者のトラブル未然防止策と対処法はしっかりしているか。
- (3) 施設の運営について、利用促進となる策があるか。
  - ① 利用を促進する自主事業計画があるか。
  - ② 利用者の要望を把握しサービス向上を図る方策があるか。
  - ③ 市内施設（十曾キャンプ場等）、他団体（鹿児島県キャンプ協会等）及び市外の類似施設（キャンプ場等）との連携計画はあるか。
- (4) 危機管理体制について
  - ① 個人情報保護の保護体制が整っているか
  - ② 災害（事故）発生時の危機管理について十分な理解があり、具体的な対応策が取られているか

## 第8 指定後の手続

### (1) 協定の締結

施設の管理業務等に関する細目的事項等については、市長と協議のうえ、基本協定を締結するものとし、各年度の指定管理者業務内容及び業務の実施の対価として支払われる指定管理料等を定める「単年度協定書」を締結する。

### (2) 指定管理準備事務

指定管理者として指定された者は、市長と協議し、必要な指定管理準備事務を行うものとする。

## 第9 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）への対応

令和5年10月から消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入されるに当たり、指定管理者も施設使用料に関する適格請求書（インボイス）の発行事業者の登録が必要となる。

また、適格請求書（インボイス）の発行に伴い、発行したインボイスの保存等の新たな事務も発生する。消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）の詳細は、国税庁ホームページの「インボイス制度」を確認し適切な対応を行うこと。

## 第10 指定管理者の取消し等

指定管理者が正当な理由なくして協定の締結に応じない場合、指定管理者による事業の履行が確実でないと認められる場合、また、著しく社会的信用を失う等により指定管理者としてふさわしくないと認められる場合は、指定管理者の指定の決定を取り消す場合がある。

## 第11 指定管理者の撤退について

指定管理者の申し出による撤退については、その理由について調査を行い、正当と認める場合のみこれを認めるものとする。

また、指定管理者の撤退、倒産及び事業放棄により、市に損害が生じた場合は、市は指定管理者に対し、損害賠償を請求する場合がある。

## ○ 伊佐市楠本川溪流自然公園の設置及び管理に関する条例第9条、第16条関係

(別表1)

## (1) 施設

区分	単位	使用料		
		貸室	冷暖房設備(1時間当たり)	
管理棟の研修室	1時間当たり	物品の販売その他の営業行為又はこれらに類する行為をする場合	1,000円	—
		上記以外の場合	500円	—
管理棟の厨房及び食堂	1日につき		500円	—
管理棟の浴場	1人につき1回		100円	—
コテージ施設	伊佐米	1泊につき	9,000円	100円
	ひしの実	1泊につき	9,000円	100円
	金山ネギ	1泊につき	9,000円	100円
	もくせい	1泊につき	7,000円	100円
	つつじ	1泊につき	7,000円	100円
テントサイト	持込みテント(5人まで)	1張	500円	—
	持込みテント(6人以上)	1張	800円	—
	持込みタープ(5人まで)	1張	500円	—
	持込みタープ(6人以上)	1張	800円	—

備考 1 利用時間に1時間未満の端数がある場合は、1時間とする。

2 持込みテント及び持込みタープの使用料は、1張当たりの利用人数で区分する。  
ただし、小学生以下は含まない。

3 タープ一体型のテントについては、テントとして取り扱う。

## (2) 用具

区分	単位	使用料
炊飯用具	1セット(5人分)	500円
毛布(シーツを含む。)	1枚	300円
まくら	1個(コテージ施設での使用に限る。)	50円
薪	1束	200円
バーベキューセット	1組	500円

## 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

## ○委託料基準額算定資料

(別表2)

〈経費内訳〉

項目	摘要	令和5年度から9年度 までの各年度
労務費	施設管理費	2,353,700円
	除草作業ほか	2,289,000円
	社会保険料ほか	68,700円
光熱費	電気料、ガス代	620,700円
通信運搬費	電話代、NHK放送受信料	135,100円
経費	燃料費(環境整備用)	240,400円
	簡易備品購入費	86,400円
	汲み取り、浄化槽、洗濯	398,500円
	材料代	520,200円
	広告料	98,800円
消耗品費		57,100円
合計		6,868,600円

〈収入内訳〉

項目	摘要	令和5年度から9年度 までの各年度
利用料金	施設利用料及び用具利用料	1,850,000円
合計		1,850,000円

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{委託料基本額} \\ \hline 5,018,600\text{円} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{経費合計} \\ \hline 6,868,600\text{円} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{収入合計} \\ \hline 1,850,000\text{円} \\ \hline \end{array}$$

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{一般管理費} \\ \hline 1,003,720\text{円} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{委託料基本額} \\ \hline 5,018,600\text{円} \\ \hline \end{array} \times 0.2$$

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{委託料} \\ \hline 6,022,320\text{円} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{委託料基本額} \\ \hline 5,018,600\text{円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{一般管理費} \\ \hline 1,003,720\text{円} \\ \hline \end{array} \doteq \begin{array}{|c|} \hline 6,022,000\text{円} \\ \hline \end{array}$$

税抜き金額(千円未満切捨)

$$= \begin{array}{|c|} \hline 6,624,200\text{円} \\ \hline \end{array}$$

消費税10%込み

※経費内訳は、令和2年度と令和3年度の実績等を基に算定した。

※パンフレット作成、新聞広告、大規模な修繕、水質検査、土地使用等に係る費用は市が負担する。

## 楠本川溪流自然公園土地概要

番号	地 番	面 積
1	伊佐市菱刈田中1407番地1の一部	7,600.00 m <sup>2</sup>
2	伊佐市菱刈田中1413番地2	4,695.00 m <sup>2</sup>
3	伊佐市菱刈田中1413番地7	1,400.00 m <sup>2</sup>
4	伊佐市菱刈田中1413番地8	3,089.00 m <sup>2</sup>
5	伊佐市菱刈田中1413番地9の一部	10,096.00 m <sup>2</sup>
6	伊佐市菱刈田中1417番地101	412.00 m <sup>2</sup>
7	伊佐市菱刈田中1417番地12	1,642.00 m <sup>2</sup>
8	伊佐市菱刈田中1417番地13	739.16 m <sup>2</sup>
9	伊佐市菱刈田中1417番地15	1,050.00 m <sup>2</sup>
10	伊佐市菱刈田中1417番地16	1,912.00 m <sup>2</sup>
11	伊佐市菱刈田中1417番地17	1,520.00 m <sup>2</sup>
12	伊佐市菱刈田中1417番地19	2,106.00 m <sup>2</sup>
13	伊佐市菱刈田中1417番地71	225.00 m <sup>2</sup>
14	伊佐市菱刈田中1417番地72	207.00 m <sup>2</sup>
15	伊佐市菱刈田中1417番地73	285.00 m <sup>2</sup>
16	伊佐市菱刈田中1417番地74	85.00 m <sup>2</sup>
17	伊佐市菱刈田中1417番地8	1,632.00 m <sup>2</sup>
18	伊佐市菱刈田中1417番地9	671.00 m <sup>2</sup>
19	伊佐市菱刈田中1417番地90	146.00 m <sup>2</sup>
20	伊佐市菱刈田中1417番地91	496.00 m <sup>2</sup>
21	伊佐市菱刈田中1417番地92	939.00 m <sup>2</sup>
	合 計	40,947.16 m <sup>2</sup>



## 楠本川溪流自然公園施設概要

No.	施設名	数量	設置年度	構造	面積	備考
1	管理棟(上広場)	1	H05	木造コロニアル葺	172 m <sup>2</sup>	事務室・研修室・厨房・食堂・浴室・トイレ
2	バンガロー旧棟	2	H05	木造中二階コロニアル葺	1棟 40 m <sup>2</sup>	ウッドデッキ屋根付き エアコン付き
3	炊事棟(林間広場)	1	H05	木造コロニアル葺	26 m <sup>2</sup>	
4	ピザ窯	1	H21	簡易な屋根あり		
5	倉庫(林間広場)	1	H05	木造コロニアル葺	23 m <sup>2</sup>	
6	五右衛門風呂	1	H16	木造タン葺	15 m <sup>2</sup>	内風呂 男・女各1
7	トイレ(林間広場)	1	H06	木造コロニアル葺	22 m <sup>2</sup>	浄化槽
8	四阿(林間広場)	1	H05	木造コロニアル葺	6 m <sup>2</sup>	
9	吊り橋	1	H05			
10	テントサイト	1	H05			
11	テントサイト(木台座)	1	H17			
12	給水施設	1	H05			
13	四阿(上広場)	1	H02	木造コロニアル葺	12 m <sup>2</sup>	
14	木炭窯	1	H17	簡易な屋根あり	7 m <sup>2</sup>	
15	木工体験学習館	1	H16	木造瓦葺	65 m <sup>2</sup>	
16	倉庫(上広場)	1	H02	木造コロニアル葺	39 m <sup>2</sup>	
17	トイレ(上広場)	1	H02	木造コロニアル葺	15 m <sup>2</sup>	汲みとり
18	四阿(草スキー場上)	1	H11	木造コロニアル葺	12 m <sup>2</sup>	
19	草スキー場	1	H11			
20	四阿(草スキー場下)	1	H11	木造コロニアル葺	20 m <sup>2</sup>	
21	コテージ新棟	3	H13	木造中二階コロニアル葺	1棟 38 m <sup>2</sup>	ウッドデッキ屋根付き エアコン付き
22	四阿(昆虫の森)	1	H02	木造コロニアル葺	12 m <sup>2</sup>	
23	施設案内板A	1				
24	施設案内板B	1				
	合計	27				